

雇用調整助成金

雇用調整助成金とは、景気の変動、産業構造の変化などの経済上の理由により「事業活動の縮小」を余儀なくされた場合に、休業、教育訓練、または出向によって、その雇用する労働者の雇用維持を図るために、「労使間の協定」に基づき、「雇用調整（休業、教育訓練、出向）」を実施する事業主に対して助成するものであり、労働者の失業の予防や雇用の安定を図ることを目的としています。

※助成金の詳細につきましては、厚生労働省 HP「雇用調整助成金ガイドブック」をご確認ください。

詳細な情報は右から



対象となる事業所

次に当てはまる、事業主

- ・「景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由」により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している
- ・生産量・売上高等を示す指標（生産指標）が最近3か月間の月平均値が、前年同期に比べ10%以上減少していること（生産量要件）
- ・雇用保険被保険者数および受け入れている派遣労働者の最近3か月間の月平均値が、前年同期に比べ大企業の場合は5%を超えかつ6人以上、中小企業の場合は10%を超えかつ4人以上増加していないこと（雇用量要件）
- ・労使間の協定に基づき休業を実施し、休業手当を支払っている

助成対象

- ・事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当など

助成内容

- ・休業を実施した場合の休業手当又は教育訓練を実施した場合の賃金に相当する額に、助成率をかけた額（休業又は教育訓練）
- ・雇用保険基本手当日額の最高額（令和7年8月1日時点で8,870円）が上限額
- ・助成率は、大企業 1/2 中小企業 2/3
- ・教育訓練を実施した場合は、1人1日あたり1,200円を加算します。

受給までの流れ

支給対象期間（支給対象期）ごとに計画届と支給申請を行う

※支給対象となる期間の最終日の翌日から2か月以内



※新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例、経過措置は令和5年3月31日をもって終了しております。詳しくは下記申請先へお問い合わせください。